

生駒市規則第 3 1 号

生駒市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則等の一部を改正する規則

(生駒市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則の一部改正)

第 1 条 生駒市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則(昭和 6 2 年 7 月生駒市規則第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

(生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則の一部改正)

第 2 条 生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則(平成 8 年 6 月生駒市規則第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則

「第 9 条の 2 第 1 項第 2 号」を「第 9 条の 2 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 1 8 年 1 0 月 1

日から施行する。